令和7年度 第1回（6月）

川崎市営住宅

入居者募集のしおり【案内編】

募集住戸は、各申込受付期間中に配布する
別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

定期募集

6・9・12・3月に実施します。
（募集日程の詳細は、川崎市発行の市政だより等に掲載します。）

申込方法・申込先

① 別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」の中から希望する住宅を1つ選ぶ。
② 所定の申込書に、申込書記入方法（25 ～ 27 ページ）を参考にして必要事項を記入する。
③ 申込用封筒に「申込書」と「切手（抽選番号通知書等郵送用）」を入れ、封筒をとじる。
④ ③の封筒を、申込受付期間中に川崎市住宅供給公社へ郵送又は持参する。

郵送の場合	申込用封筒に記載された金額の切手を貼り、郵送してください。 （各募集回の受付期間最終日の消印有効）
持参の場合 （窓口受付）	川崎市住宅供給公社に設置している受入箱へ投函してください。 受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝休日を除く。） （ただし、募集期間中は公社市営住宅管理課（川崎区公社）のみ、土・日・祝休日も受け付けます。）

【お申込みの際のお願い】
お申込みはできる限り郵送によりお願いします。
ご不明な点は、平日の営業時間内に募集専用電話にお問い合わせください。
皆様のご理解・ご協力をお願いします。

募集専用電話　☎044(244)7578
（土・日・祝休日・12月29日～1月3日を除く。）　8時30分～17時15分

川崎市住宅供給公社　**市営住宅管理課**
〒210-0006　川崎市川崎区砂子1丁目2番地4　川崎砂子ビルディング1階
ホームページ　https://www.kawasaki-jk.or.jp

この冊子は、当選後の使用手続まで使用しますので、大切に保管してください。

目　次

1　**はじめに** …… 2

2　**申込みにあたって** …… 3

3　**申込みから入居まで** …… 5

4　**申込資格** …… 6

5　**収入基準（月収額）** …… 7

6　**収入（月収額）の計算** …… 8

◇　給与収入の場合 …… 9

◇　年金収入の場合 …… 11

◇　事業収入の場合 …… 13

◇　控除額（所得から控除する金額） …… 14

7　**申込区分等一覧** …… 15

8　**優遇倍率（一般世帯向けのみ適用）** …… 17

9　**抽選方法** …… 19

10　**資格審査** …… 20

11　**使用手続** …… 21

12　**住宅の代表的な間取図** …… 22

13　**申込書記入方法** …… 25

14　**定期募集以外の申込み** …… 28

15　**住宅使用料（家賃）のしくみ** …… 29

16　**川崎市特定公共賃貸住宅** …… 31

17　**川崎市営住宅地図** …… 33

別冊　「川崎市営住宅」入居者募集のしおり【募集住戸編】

1 はじめに

1 川崎市営住宅の募集方法について

川崎市営住宅の募集は、次の方法があります。

① **定期募集【抽選】**

定期募集は、年４回、６・９・12・３月の一定期間に申込みを受け付け、抽選により当選者を決定します。

なお、募集日程等の詳細は、かわさき市政だよりや川崎市住宅供給公社ホームページに掲載します。

② **常時募集【申込順（先着順）】**

常時募集は、定期募集において「応募がない等の理由による空家住戸」を、部屋を指定して申込順（先着順）で入居者を募集します。

募集する住戸を記載した「常時募集のしおり」の配布場所、申込方法等については、この冊子の28ページをご覧ください。

③ **車いす使用者向け【登録制】**

車いすを使用する方向けの住戸は、随時、登録制による受付を行っています。

登録（申込）方法については、この冊子の 28 ページをご覧ください。

2 この冊子「入居者募集のしおり【案内編】」について

この冊子「入居者募集のしおり【案内編】」は、申込みの際の注意事項・入居までの流れ・申込資格（収入要件等）等を記載したものです。

当選後の使用手続まで使用しますので、大切に保管してください。

3 別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」について

同封の別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」は、各回の申込期間中に配布するものです。

定期募集ごとに申込期間、抽選日、募集住戸等が記載されていますので、申込資格等を確認のうえ、希望する住宅を１つ選び、お申込みください。

2 申込みにあたって

市営住宅に入居するにあたっての重要事項です。必ずご確認いただき、ご了承のうえお申込みください。

■ 市営住宅について

1 住宅に困っている収入の少ない市民の皆様に、安い家賃で住めるよう、市民及び国民の貴重な税金を使って建設し、運営している住宅です。

2 高齢者や障害者、子育て世帯等については、専用の申込区分や収入基準を緩和するなどして、入居しやすくなっています。

3 民間の住宅とは異なり、世帯収入の申告義務や上限基準、退去要件等の様々な規定があります。

4 申込後（当選後）、資格審査や入居説明会等があるため、すぐに入居することはできません。

5 **犬・猫・鳥等の動物類を飼うことや預かること、餌付けすることはできません。**
（身体障害者補助犬法第２条に定める身体障害者補助犬を除きます。）

6 **住宅使用料とは別に、共益費を支払うこととなっています。**
共益費とは、集会所、街灯、階段灯、給水ポンプ、エレベーター等の電気料金、共同水道の使用料金等をいいます。自治会がとりまとめているため、自治会に支払っていただくことになります。金額、支払方法は、住宅によって異なりますので、入居後、自治会に確認してください。
また、自治会を運営するためには、自治会費が必要となります。自治会費についても、入居後、確認してください。

7 **入居者が、草刈り、剪定、清掃等の敷地及び建物の管理を行うこととなっています。**

8 **市営住宅は、多くの方が生活されています。他の入居者や周辺の住民の日常生活を阻害する迷惑行為は川崎市営住宅条例（以下「条例」という。）等で禁止されています。**

9 **住宅使用料を滞納する等、条例等で禁止されている事項を行った場合や義務付けられている事項に反した場合は、住宅明渡しの対象となる場合があります。**

10 **前入居者の退去時に設備等の修理や交換・清掃を行っておりますが、すべての設備等について新品への交換をしているとは限りません。**
多少の汚れや使用感があっても、機能的に問題がない場合は、清掃のみや、部分的な交換・修理にとどめている場合があります。このため、同じ住宅でも状況や仕様が異なることがあります。
（部分的な交換・修理にとどめている事例）
傷、へこみ、風呂施設の汚れ、壁・スイッチ等の黄ばみ、建具の立て付けが悪い（重い・開けにくい等）

■ 申込書について（注意事項）

1 **申込みは、１世帯につき１通のみ提出できます。**
２通以上の申込書から、申込者及び同居しようとする方の氏名の記載が確認された場合は、すべての申込みが失格となります（一度提出された申込書は、返却いたしません。）。

2 **申込希望住宅は１戸です。複数の住宅を指定することはできません。**
受付後や当選後の申込住宅の変更はできません。

3　**号棟・階数を指定して申し込むことはできません。**
ただし、申込区分によって階数の目安が決まっている場合があります。

4　**申込時に申込書・切手以外のものを送付しないでください。**
申込書には、収入を証明する書類等を添付する必要はありません。添付された場合は、返却いたしませんのでご注意ください。

5　**申込書に記入した内容は、原則として提出後に変更できません。**
申込書提出後、転居により住所が変わった場合は、必ず最寄りの郵便局に「転居届」を提出し、住宅供給公社からの通知を受け取れるようにしてください。また、電話番号が変わった場合は、住宅供給公社に連絡をしてください。
連絡がないことによって損害や不利益が発生した場合でも、住宅供給公社では、いかなる責任も負いません。

6　**申込資格に関する基準日は、各申込期間の最終日です。**
年齢に関する基準日については、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」２ページを参照してください。

7　**内縁関係者と申し込む場合、お互い戸籍上の配偶者がなく、住民票上の続柄が「妻（未届）」又は「夫（未届）」でなければ、申込みできません。**

8　**世帯を不自然に分割又は合併して申し込むことはできません。※ＤＶ被害者は除く**
夫婦の別居や他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などとの同居など、不自然な世帯での申込みはできません。
※　ＤＶ被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定）とは、配偶者等からの暴力を受けた者のうち、次の①・②のいずれかにあてはまる方が対象です。
①　女性相談支援センター又は女性自立支援施設における保護が終了してから５年以内の方
②　本人が、配偶者等に対し接近禁止命令又は退去命令の申立てを裁判所に行い、当該命令の効力を生じた日から５年以内の方

9　**申込書の記入にいつわりがあった場合は、失格となります。また、入居後にいつわりのあることが分かった場合には、住宅明渡しの対象となります。**

10　**申込書の提出後、入居までの間に必要な要件を欠いた場合は、失格となります。**
死亡であっても、住宅の種類別に必要となる資格に該当しなくなった場合は、失格となります。

11　**結婚予定で婚約者と申し込む場合、婚姻したことを証明する戸籍謄本を使用手続時までに提出できない場合は、失格となります。**

12　**パートナーシップ宣誓予定でパートナーになる方と申し込む場合、宣誓手続中であることを証明するパートナーシップ宣誓書の写しを資格審査時までに提出できない場合は失格となり、入居後にパートナーシップ宣誓書受領証を提出できない場合は、住宅の使用許可の取り消しとなります。**

13　**優遇倍率を利用して当選された方で、資格審査時に優遇条件を証明する書類の提出ができない場合や資格に該当しない場合は、失格となります。**

14　**申込者及び同居しようとする方が市内近郊に居住可能な住宅を所有している場合は、申込みできません。**
ただし、この冊子の６ページの申込資格すべてに該当する方で、市内近郊に居住可能な住宅を売却予定としている場合は申し込むことはできます。その場合、使用手続時までに売却したことを証明する登記簿謄本等を提出していただきます。提出できない場合は失格になります。

3 申込みから入居まで

申込受付
（郵送又は持参）

○　申込書の着否などのお問合せには、お答えできません。

申込書審査

○　申込書の記載内容・申込資格等について、審査を行います。

申込書記載内容の確認

○　申込書の記載内容に不明な点がある方や、申込資格が確認できない方に文書等で通知しますので、内容を確認のうえ必ずご連絡ください。
指定した期日までに連絡がない場合は、申込みを辞退したものとみなします。

申込資格あり

申込資格なし
（失格）

抽選番号通知

○　**抽選会まで**に郵送で通知します。

抽選会
申込月の約２か月後

○　抽選会の日や、抽選結果発表日・掲示場所は、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。
○　電話等による抽選結果のお問合せには、お答えできません。
○　抽選会当日は申込者等の参加の必要はありません。

当選通知
（資格審査案内）

○　当選通知及び資格審査案内を、抽選会後（約３週間後以降）に郵送で通知します（落選者には通知しません。）。

資格審査
申込月の約３か月後

○　必要書類を持参のうえ、公社が指定する日時・場所で、入居資格の審査を行います（都合が悪い場合は、事前にご連絡ください。）。
○　**事前の連絡がなく指定の日時・場所にお越しいただけない場合は、失格となります。**
○　**資格審査の結果、入居資格が確認できない場合も失格となります。**

入居説明会
申込月の約４か月後

○　公社が指定する日時・場所で、入居に関しての注意事項等の説明を行います（都合が悪い場合は、事前にご連絡ください。）。
○　入居説明会後、部屋を下見していただきます。

使用手続

○　公社事務所に必要書類や敷金を持参してください。
○　原則として、入居説明会後２か月以内に使用手続を行い、引越していただきます。

入　居

○　使用手続後、10 日以内に入居（引越し）をしてください。

4 申込資格

各募集回の基準日（各申込期間の最終日）において、次の申込資格のすべてに該当していることが必要です。

1 申込者が成人であること。

2 各申込区分に応じた資格を有すること。

単身者向け住宅以外の住宅を申し込む場合は、必ず親族（使用手続時までに婚姻する婚約者、内縁関係にある者又は川崎市パートナーシップ宣誓者を含む。以下「親族」という。）が同居すること。

3 申込者が川崎市内に住んでいること。

基準日時点において川崎市内に住民登録（住民票の写しで証明できること。）があり、居住の実態があること。

なお、市外居住者でも、川崎市内の同一勤務先に引き続き１年以上勤務（海外からの引揚者は１年未満でも可）していれば、居住要件を満たしていることになります。

外国人の方は、中長期在留者で、基準日において在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できることが必要になります。詳しくは、お問合せください。

4 次のいずれかに該当する「住宅に困っている」理由があること。

① 部屋が狭い（住宅全体で、台所・トイレ等を除く居住部分が１人当たり４畳以下の場合）。
なお、紹介する市営住宅の居住部分が、１人当たり４畳以下になる場合もあります。
② 家賃が高い（共益費等は含みません。）。
③ 親族以外の他の世帯と同居し、台所又はトイレを共同使用している。
④ 家主から正当な理由により立退きの要求を受けている。
なお、賃貸借契約期間満了による立退きの要求は、該当しません。
⑤ 住居でない建物に住んでいる（店舗・事務所等）。
⑥ 自宅から勤務先まで片道２時間以上かかる（乗換時間は 10 分として計算します。）。
⑦ 現在、婚約中だが同居できる住宅がない（パートナーシップ宣誓予定を含む。）。
⑧ 住宅がないため、別居中の親族と同居できない。
⑨ その他、風呂場（浴室）がない等、住宅に困っていることが明らかであること。
なお、住宅の老朽化、自立したいため等は、理由に該当しません。

5 住民税・家賃の滞納がないこと。

6 市営住宅内で、他の居住者と円満な共同生活ができること。

7 過去に市営住宅に入居していて、不正入居や使用料滞納等による明渡し請求（条例第25条第１項）により住宅を明渡した方でないこと。

8 申込者及び同居する親族が暴力団員※でないこと。

※ 暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

9 世帯の所得月額（月収額）が、定められた基準内であること。

- **普通世帯　１５８，０００円以下**
- **特認世帯　２１４，０００円以下**（詳しくは、この冊子の７ページをご覧ください。）

■ 川崎市営住宅の申込資格の特例について

「福島復興再生特別措置法第 40 条に規定する居住制限者」の方は、申込資格が緩和される場合がありますので、お問合せください。

5 収入基準（月収額）

市営住宅の入居申込みには、世帯の「月収額」が次の基準内であることが必要です。

月収額とは、次のとおり年間所得（入居しようとする世帯全員の１年間の所得合計）から控除額の合計を差し引いた金額を 12 で割った金額です。

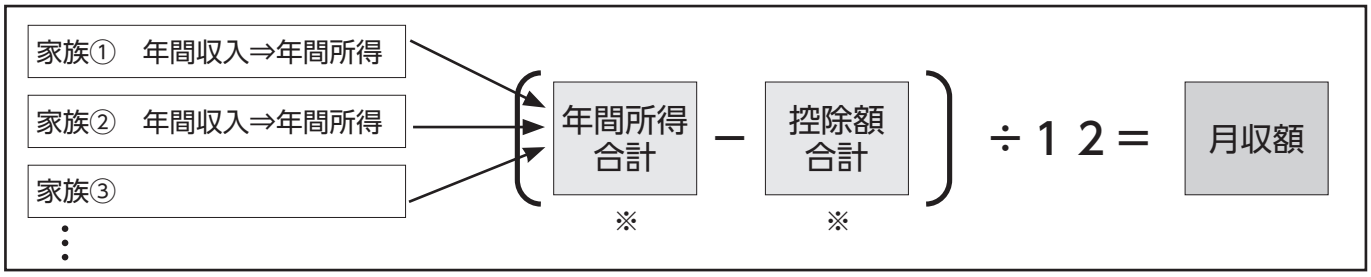

※ 年間所得の計算方法はこの冊子の 8 ～ 13 ページを、控除額は この冊子の14ページをご覧ください。

■ 月収額の基準

普通世帯	１５８，０００円以下
特認世帯	２１４，０００円以下

特認世帯とは、次のいずれかに該当する世帯です。

高齢者世帯

60 歳以上（単身）の申込者

又は

60 歳以上の申込者 ＋ 60 歳以上の同居親族 又は 18 歳未満の同居親族

年齢に関する基準日は、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」２ページを参照のこと。

心身障害者世帯

次のいずれかに該当する方がいる世帯

- 身体障害者手帳（１級～４級）の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳（１級又は２級）の交付を受けている方

（手帳の交付を受けていなくても、１級又は２級の精神障害を事由とする障害年金証書を提示できる方を含む。）

- 最重度から中度の知的障害（川崎市の療育手帳 A1 ～ B1）と判定された方

（手帳の交付を受けていなくても、児童相談所又は障害者更生相談所の総合判定で最重度から中度（川崎市の場合 A1 ～ B1）と認定を受けた方を含む。）

義務教育終了前の子がいる世帯

同居親族に、義務教育（中学校）終了前の子がいる世帯

年齢に関する基準日は、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」２ページを参照のこと。

なお、上記のほかにも、「戦傷病者」、「被爆者（厚生労働大臣認定）」、「引揚者（厚生労働省社会援護局長認定）」又は「ハンセン病療養所入所者等」の方がいる世帯も該当する場合がありますので、お問合せください。

6 収入（月収額）の計算

申込みにあたり、次の区分に応じて現在の収入から「月収額」を計算してください。

収入項目	内　訳	参照ページ
給与収入	給料、諸手当、賞与等（非課税の交通費を除く。）	9・10 ページ
年金収入	厚生年金、国民年金、企業年金等	11・12 ページ
事業収入	事業収入等	13 ページ

■ 計算における注意事項

1　**一人で同じ種類の収入を２か所以上から得ている場合（例：２社からの給与や２種類の年金等）は、それらの年間収入を合算し、その金額から年間所得を計算します。**

2　**一人で違う種類の収入を得ている場合（例：給与収入と年金収入等）は、収入の種類ごとに年間所得を計算し、それらを合算して年間所得を計算します。ただし、給与収入の年間所得につきましては、年金収入の年間所得により決まる場合があります。詳細はこの冊子の9ページをご確認ください。**

3　申込時に、同居する親族の中で収入のある方すべて（アルバイト等を含む。）の収入が対象です。

4　申込前に退職し、現在無職の場合、退職までの収入は計算に入れません。

5　申込後に退職・転職する予定の場合、申込時の収入で計算します。

6　現在、休職（休業）中の方は、前年分の収入で計算します。

7　復職（復業）した場合は、復職（復業）した月の翌月分からの推定年間収入で計算します。

8　所得税法上の課税対象とならない収入（仕送り、障害年金、遺族年金、雇用保険金、労災保険金、休業補償、生活保護の各扶助費、その他課税されない収入）及び合計所得金額に含まれない収入は、計算に入れません。これらの場合は、申込書の「年間（推定）総収入金額」の欄にその種類を記入してください。

　また、一時的な収入（株式の譲渡収入等）は、計算に入れません。なお、確定申告を行う株式の配当収入は、継続的な所得のため、収入に算入しますのでご注意ください。

世帯の月収額が収入基準額を超えてしまった方へ

市営住宅以外の川崎市特定公共賃貸住宅をご案内することができます（先着順）

□ **川崎市特定公共賃貸住宅　⇒　31・32 ページ**

お問合せ先　川崎市住宅供給公社　事業部　管理営業課
電話番号　　０４４（２３０）１７５９
ホームページ　https://www.kawasaki-jk.or.jp
（空家情報は、毎週水曜日の 20 時頃に更新しています。）

■ 給与収入の場合　会社員・パート・アルバイト・日雇い等

1　現在の職場に、令和６年１月１日以前から勤務している方※

令和６年の「給与所得の源泉徴収票」を参照してください。
（源泉徴収票がない場合は、「２ 上記以外の方」を参照してください。）

令和　　年分　**給与所得の源泉徴収票**

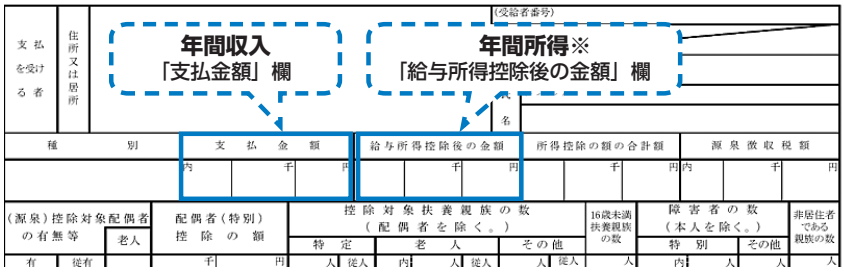

※給与収入のほかに年金収入がある方は、3を参照してください。

2　上記以外の方　令和６年１月２日以後勤務している方

①のいずれかで年間収入を計算し、②で年間収入から年間所得を計算してください。

① 年間収入の計算

勤務開始時期	計算式
ア　現在の勤務先に1年以上勤務している方（源泉徴収票がない方）	申込受付期間最終日時点の過去１年間の年間収入（給料、賞与等の合計。ただし、交通費を除く。）
イ　現在の勤務先に就職し、現在まで勤務期間が1年未満で、2か月分以上（初月を除く）の給料を支給された方	$\frac{\text{勤務開始の翌月分～申込受付期間最終日時点で支給済の給料}}{\text{上記期間の月数}} \times 12 + \text{支払済みの賞与等}$
ウ　現在の勤務先に就職し、まだ2か月分以上（初月を除く）の給料を支給されていない方	雇用条件により支給される給料× 12 +支払済みの賞与等

年間収入から年間所得を算出してください。
なお、２か所以上から給与等の支払を受けている方は、合計してから年間所得を計算してください。

② 年間所得の計算

年間収入	年間所得	
0 円 ～　550,999 円	年間所得	＝ 0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	年間収入 － 550,000 円	＝ 年間所得
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	年間所得	＝ 1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	年間所得	＝ 1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	年間所得	＝ 1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	年間所得	＝ 1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	年間収入 ÷ 4,000 ＝ A（A は小数点以下切捨て）	A × 4,000 × 0.6 + 100,000 円 ＝ 年間所得
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		A × 4,000 × 0.7 －　80,000 円 ＝ 年間所得
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		A × 4,000 × 0.8 － 440,000 円 ＝ 年間所得
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	年間収入× 0.9 － 1,100,000 円	＝ 年間所得
8,500,000 円 ～	年間収入 － 1,950,000 円	＝ 年間所得

3　給与収入のほかに年金収入がある方の年間所得について

この場合は、「上記１の年間所得又は２で計算した給与収入の年間所得を 給与 」とし、「11 ページの２で計算した年金の年間所得を 年金 」として、次の計算をした額が申込書に記入する「給与収入の年間所得」となります。

①｛給与（10 万を超える場合は 10 万）＋ 年金（10 万を超える場合は 10 万）｝－ 10 万円 ＝ B ※
② 給与 － B ＝ 給与収入の年間所得

※ B がマイナスの場合は０とする。

計算例① 給与収入

会社員

現在の勤務先に、令和６年１月１日以前から勤務

年間収入　2,345,600円

パート

令和７年３月採用
３月分　80,000円
４月分　90,000円
５月分　70,000円

20歳の扶養親族
身体障害者3級

14歳の扶養親族

※この例は、６月募集の場合です。

まず、みんなの年間収入を計算する。

年間収入

9ページ参照

年間収入
2,345,600円

年間収入
960,000円
（90,000＋70,000）÷２か月×12＝960,000

採用月（3月分）は計算に含めない

年間収入
0円

年間収入
0円

さらに、それぞれの年間所得を計算する。

年間所得

9ページ参照

年間所得　1,560,800円
2,345,600÷4,000＝586.4
（小数点以下切捨て）⇒586
586×4,000×0.7－80,000＝
1,560,800

年間所得
410,000円
960,000－
550,000＝
410,000

年間所得
0円

年間所得
0円

年間所得合計　1,970,800円

つぎに、家族の控除額を計算する。

控除額

14ページ参照

100,000円
（基礎）

380,000円（親族）
100,000円（基礎）

380,000円（親族）
250,000円（特定）
270,000円（障害）

380,000円（親族）

控除額合計　1,860,000円

よって月収額は

7ページの月収額の計算式にあてはめると…

（年間所得合計 1,970,800円 － 控除額合計 1,860,000円）÷ 12 ＝ 月収額 9,233円

■ 年金収入の場合　国民・厚生・各基金（遺族・障害年金は除く。）

1　次のいずれかの年金受給を開始した日から「年間収入」を計算します。

令和６年１月１日以前から受給 令和６年分の源泉徴収票を参照	令和６年１月２日以後受給開始 年金証書又は最新の年金振込通知書を参照

「源泉徴収票」

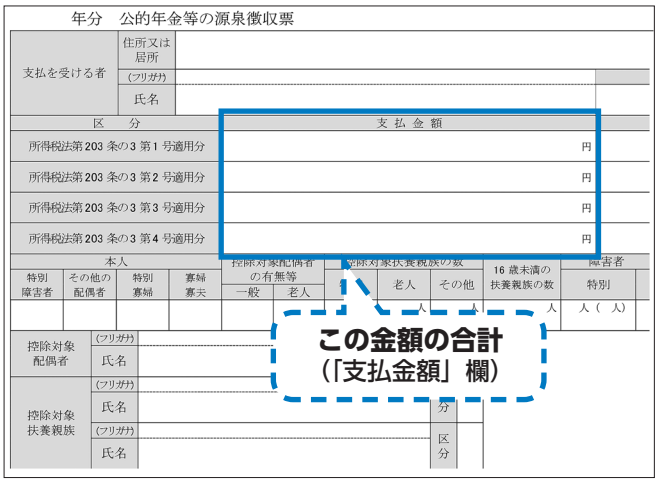

「年金証書」の場合

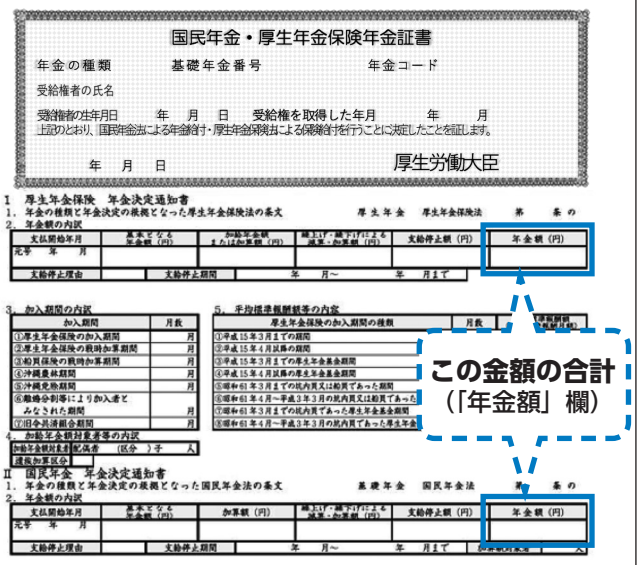

「最新の年金振込通知書」の場合

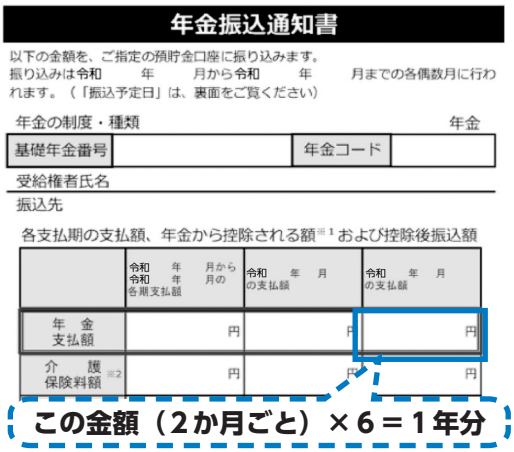

2　上記１で算出した年間収入から「年間所得」を計算します。

2種類以上の年金を受給している方は、合計した金額により年間所得を計算してください。

受給者の年齢	年間収入	年間所得
65歳以上の方	0円 ～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	− 1,100,000円 ＝ 年間所得
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	× 0.75 − 275,000円 ＝ 年間所得
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	× 0.85 − 685,000円 ＝ 年間所得
65歳未満の方	0円 ～ 600,000円	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	− 600,000円 ＝ 年間所得
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	× 0.75 − 275,000円 ＝ 年間所得
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	× 0.85 − 685,000円 ＝ 年間所得

計算例② 年金収入

68歳
厚生年金　受給中

年間収入　2,500,000円

72歳の扶養親族
国民年金　受給中

「年間いくらだったかな？
2か月ごとに、120,000円
もらっているけど…」

所得税や
介護保険も
含めましょう

それぞれの年間収入を計算する。

年間収入

11ページ参照

年間収入　2,500,000円

年間収入　720,000円

（120,000×6か月
＝720,000）

つぎにそれぞれの年間所得を計算する。

年間所得

11ページ参照

年間所得　1,400,000円

（2,500,000－1,100,000＝
1,400,000）

年間所得　0円

（720,000円⇒0円）

年間所得合計　1,400,000円

つぎに、家族の控除額を計算する。

控除額

14ページ参照

100,000円（基礎）

380,000円（親族）
100,000円（老人）

控除額合計　580,000円

よって
月収額は

7ページの月収額の計算式にあてはめると…

（年間所得合計 1,400,000円 － 控除額合計 580,000円）÷ 12 ＝ 月収額 68,333円

■ 事業収入の場合　個人事業主・委託販売員・生命保険の外交員等の課税対象の収入

事業等の場合は、年間所得金額を次のように計算し、申込書に記入してください。
（年間所得は、税務署へ申告する金額と相違ないもので算出してください。）

年間所得の計算

事業開始時期	年間所得
1　令和 6 年 1 月 1 日以前から継続して同じ事業をしている方	令和６年分確定申告書の「所得金額」の合計欄
2　令和 6 年 1 月 2 日以後に事業等を開始し、開始した月の翌月から現在までに 1 年（12 か月）以上経過している方	次の計算式により年間所得（推定額）を算出してください。 （直近12 か月の収入金額）－ 左記期間の必要経費 ＝ 年間所得
3　令和 6 年 1 月 2 日以後に事業等を開始し、開始した月の翌月から現在までに 1 年未満で 1 か月以上経過している方	次の計算式により年間所得（推定額）を算出してください。 （（開始の翌月分から申込月の前月までに計上した収入金額 － 左記期間の必要経費）／上記期間の月数）×12 ＝ 年間所得

たとえば…

令和６年12月から事業等を開始し、６月申込みの場合

（（令和 7 年 1 月分の収入金額～5 月分の収入金額 － 5 か月分の必要経費）／（5 か月））× 12 ＝ 年間所得

■ 控除額（所得から控除する金額）

次の表より、該当する入居者（遠隔地扶養を含む。）の控除額を算出してください。

控除の種類	控除の対象者	控除額（１人につき）
1 親族	**申込者以外**で、市営住宅に入居する方（ただし、出産予定の子は含みません。）	**３８万円**
2 遠隔地扶養親族 ※1	市営住宅には入居せず、現在も同居していない扶養親族	**３８万円**
3 特定扶養親族 ※1	**配偶者を除く**満 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	**２５万円**
4 老人配偶者・老人扶養親族 ※1	70 歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族（遠隔地扶養されている 70 歳以上の方も対象になります。）	**１０万円**
5 寡婦 ※1	次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、年間所得 500 万円以下の方 ① 次のア・イのいずれかに該当し、扶養親族（子以外）のいる方 ア 夫と死別又は離婚した後、婚姻（事実婚も含む。）をしていない方 イ 夫の生死が明らかでない方 ② 次のア・イのいずれかに該当し、扶養親族のいない方 ア 夫と死別した後、婚姻（事実婚も含む。）をしていない方 イ 夫の生死が明らかでない方	**２７万円** （年間所得が 27 万円未満の場合は、年間所得が控除額となります。）
6 ひとり親 ※1	婚姻をしていない又は配偶者の生死が不明な方のうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方で、年間所得５００万円以下であり、生計を一にする子（年間所得 48 万円以下で他の所得者の扶養親族になっていない子）がいる方	**３５万円** （年間所得が 35 万円未満の場合は、年間所得が控除額となります。）
7 特別障害者 ※2	次の①～④のいずれかに該当する方（手帳等で証明できることが必要です。） ① 身体障害者（１級・２級） ② 精神障害者（１級） ③ 知的障害者（最重度・重度［川崎市判定Ａ１～Ａ２］） ④ ７②と同程度の障害年金受給者、戦傷病者（特別項症から第３項症）、原子爆弾被爆者（厚生労働大臣認定）、常に就床を要し複雑な介護を要する方又は 65 歳以上で７①②③と同程度であると福祉事務所長の認定を受け証明書を提出できる方	**４０万円**
8 障害者 ※2	次の①～④のいずれかに該当する方（手帳等で証明できることが必要です。） ① 身体障害者（３級以下） ② 精神障害者（２級以下） ③ 知的障害者（中度以下［川崎市判定Ｂ１以下］） ④ ８②と同程度の障害年金受給者、戦傷病者（第４項症以下）又は 65 歳以上で８①②③と同程度であると福祉事務所長の認定を受け証明書を提出できる方	**２７万円**
9 基礎控除	次の①～③のいずれかに該当する方 ① 給与所得がある方 ② 年金所得がある方 ③ 給与所得と年金所得の両方がある方（合計額）	**１０万円** （１人につき９①～③の年間所得が 10 万円未満の場合は、年間所得が控除額となります。）

※１　この控除は、**所得税法上の認定を受けていることが必要**です（令和７年度市県民税納税証明書または非課税証明書で確認できること。）。

※２　１人につき控除の種類が２つ以上該当する場合も、あわせて控除することができます。ただし、「７特別障害者」と「８障害者」を重複することはできません。

7 申込区分等一覧

申込資格（6ページ参照）のほか、募集する住宅の申込区分に応じて次の表の申込資格に当てはまることが必要です（年齢に関する基準日については、別冊「入居者募集のしおり【募集住戸編】」2ページを参照してください。）。

なお、各回の募集において、募集しない区分がある場合があります。

No.	申込区分		申込資格
1	一般世帯向け **【優遇倍率の適用あり】** **（17・18ページ参照）**		使用手続時に同居することができる**親族と2人以上**での申込みであること。
2	世帯向け	高齢者世帯	次の①及び②に該当していること。 ① 使用手続時に同居することができる**親族と2人以上**での申込みであること。 ② **申込者が60歳以上で、同居者「全員」が次のアからウまでのいずれかに該当していること。** ア 配偶者（年齢制限なし） イ 60歳以上の親族 ウ 18歳未満の親族
		心身障害者世帯 ※1	次の①及び②に該当していること。 ① 使用手続時に同居することができる**親族と2人以上**での申込みであること。 ② 次の**アからエまでのいずれかに該当**する方がいること。 ア 身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている者 イ 精神障害者（1級～3級）※2 ウ 知的障害者（最重度～軽度[川崎市判定A1 ～ B2]）※3 エ 戦傷病者 （恩給法別表第1 号表ノ3 の第一款症以上の障害を有する者）
3	単身者向け ※4		次の①及び②に該当していること。 ① **戸籍上配偶者のいない単身者**であること（DV被害者を除く。）。 ② 次の**アからコまでのいずれかに該当**していること。 ア 60歳以上 イ 身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている者 ウ 精神障害者（1級～3級）※2 エ 知的障害者（最重度～軽度[川崎市判定A1 ～ B2]）※3 オ 生活保護受給者等 カ DV被害者 キ 戦傷病者 （恩給法別表第1 号表ノ3 の第一款症以上の障害を有する者） ク 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣認定) ケ 海外からの引揚者 コ ハンセン病療養所入所者等

No.	申込区分		申込資格
4	単身者向け(60歳未満) (定期使用許可) ※4※6		次の①及び②に該当していること ① **60歳未満の方で、戸籍上配偶者がいない単身者**であること。 ② 入居日から5年間の定期使用許可を了承していること。
5	多家族世帯向け		申込者本人を含め、使用手続時に同居することができる**親族の総数が4人以上**での申込みであること。
6	シルバーハウジング ※5	単身者向け ※4	**65歳以上の方で、戸籍上配偶者がいない単身者**であること。
7		世帯向け	**65歳以上の方で、**使用手続時に同居することができる**親族と2人での申込み（配偶者又は65歳以上の親族）**であること。
8	若年・子育て世帯向け (定期使用許可) ※6		未就学児童がいる世帯 次の①及び②に該当していること。 ① 使用手続時に同居することができる**未就学児童（基準日時点）を含む親族と2人以上の世帯** ② ①の未就学児童の高校卒業程度(18歳に達する日以後、最初の3月31日)までの定期使用許可を了承していること。
			上記以外の世帯 次の①及び②に該当していること。 ① 申込者を含め、**同居親族全員が40歳未満の世帯**であること。 ② 入居日から10年間の定期使用許可を了承していること。
9	特別空家		特別空家とは、入居者が当該住戸内で死亡して発見等された住戸ですが、入居のための補修等は終了しており、通常の住戸と変わりません。 **申込区分に応じた申込資格を満たす**必要があります。

※1　身体障害者向けに改良された住宅ではありません。

※2　精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）の交付を受けているか、交付を受けていなくても1級～3級の精神障害を事由とする障害年金証書（写し）を提出できる方

※3　知的障害者（最重度～軽度）と判定され川崎市の療育手帳（A1 ～ B2）の交付を受けているか、交付を受けていなくても児童相談所又は障害者更生相談所の総合判定において最重度から軽度（川崎市判定A1 ～ B2）と認定を受けた方

※4　単身で入居していただくため、身体上・精神上の著しい障害のため常時介護を必要とされる方で、在宅介護を受けることが困難な方は、申込みできません。

※5　シルバーハウジングとは、緊急連絡設備や団らん室等が設置されているほか、生活援助員等による適切な福祉サービスが受けられるよう配慮された住宅です。そのため、住宅使用料とは別に福祉サービス費用として、入居者の収入に応じた金額（月額0円～4,900円）を負担していただきます。

※6　定期使用許可は期間の満了によってその効力を失うものです。使用期間が満了する日までに、住宅を明け渡し（退去）ていただきます。この場合でも、退去手続のほか、修繕費をお支払いただきます。

8 優遇倍率（一般世帯向けのみ適用）

優遇倍率を利用することにより、当選する確率が高まる場合があります。ただし、優遇倍率を利用するには、**「一般世帯向け」区分への申込み**かつ**次の表のいずれかの「優遇の種類」に該当**する必要があります。なお、**優遇倍率はすべて５倍となります。**

基準日は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」２ページを参照してください。

優遇の種類	優遇倍率を利用する場合の条件・注意事項
５回以上落選	次の２つの条件を満たすこと。 1　川崎市営住宅の公募を**申込者が同一人で過去２年度分（令和５年度から令和６年度全8回）のうち5回以上落選**していること（継続して落選している必要はありません。）。 2　当選した場合、**「当該年度分を除く過去２年度分（令和５年度から令和６年度　全8回）」の落選した抽選番号通知書（受付番号票）を５回分提出できる**こと。 （注意）　次の募集分は、落選回数に含まれません。 ・川崎市特定公共賃貸住宅募集分　・常時募集分
母子・父子	基準日現在、**配偶者（妻又は夫）のいない申込者**と、その申込者の **20 歳未満の子だけで入居**すること。 （注意）次の場合は、この優遇を受けることはできません。 ・基準日に 20 歳以上の子が１人でもいる場合 ・離婚予定や内縁関係者
被爆者	厚生労働大臣の「被爆者認定」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項）を受けている方が入居すること。
引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して５年経過していない方かつ「永住帰国者証明書」の交付を受けている方が入居すること。
公　害	基準日現在、川崎区又は幸区に居住していて、「公害医療手帳（川崎市長発行）」の交付を受けている方が入居すること。 （注意）川崎区及び幸区内の市営住宅への申込みには適用されません。
ハンセン病	ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条）の方が入居すること。

優遇倍率を利用する場合は、必ずお読みください

【優遇倍率】
優遇倍率は、優遇を利用しない場合を１倍として決めています。
例えば、優遇倍率を利用しない方の抽選番号１個に対し、５倍の優遇倍率を利用する方は、抽選番号が５個付与されることになります。

【申込書の記載方法】
優遇倍率を利用する場合、申込書の「優遇倍率」欄のうち該当する優遇の種類に○印をしてください（**○印がない場合は、優遇倍率を利用することはできません。**）。

【注意事項】
優遇倍率を利用して当選した場合は、当選後の資格審査時に優遇倍率を利用する条件を満たしているか**書類で証明していただきます（証明する書類の提出ができない場合は、当選されても失格となります。）。**
また、次の点にもご注意ください。

1　５回以上落選の優遇に○印をつけた場合
落選を証明する５回分の抽選番号通知書（受付番号票）を提出できない場合、失格となります。

2　複数の優遇を利用して当選した場合
すべての優遇条件を証明できない場合、失格となります。

【 複数の優遇倍率を重複して利用する場合の倍率について 】

優遇の種類が１つ増えるごとに、１倍ずつ倍率が加わります。

５倍	５回以上落選・母子・父子・被爆者・引揚者・公害・ハンセン病のいずれか１つ
６倍	５倍優遇とその他１つの優遇条件に該当する場合…例）５回以上落選＋母子・父子
７倍	５倍優遇とその他２つの優遇条件に該当する場合…例）５回以上落選＋母子・父子＋被爆者
８倍	５倍優遇とその他３つの優遇条件に該当する場合…例）５回以上落選＋母子・父子＋被爆者＋引揚者

9 抽選方法

■ 抽選会について

抽選会の日時は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

■ 抽選番号について

抽選番号は、１人１つ付番します。
なお、優遇倍率を利用された方は、優遇倍率に応じた数の抽選番号を連番で付番します。

■ 抽選方法について【事例：付番した抽選番号の最大値が「７８５１」の場合】

1　抽選器による番号決め

抽選器を回して、万・千・百・十・一の各位ごとに抽選番号の最大値を基準として０から９までの１０個の玉出しを行い、各位の番号を順番に決めます。

2　当選順位の決定

１により決定した番号から、次の規則により順番に数字を組み合わせ、すべての抽選番号の当選順位を決めます（優遇倍率を利用して複数の抽選番号を付番されている方は、順位の一番高い抽選番号が有効な番号となります。）。

① 各位の１番目の数「３８９５」が当選順位１位（下表ア）となります（事例のとおり、抽選番号が１万未満の場合は、万の位の番号決めは省略します。）。
② 百・十・一の位の１番目の数「８９５」を固定して、千の位の数を１番目から順にずらしていきます。「１８９５」が当選順位２位（下表イ）、「５８９５」が当選順位３位となります。
③ 十・一の位の１番目の数「９５」を固定して、百の位の２番目の数「３」にずらし、千の位の数を１番目から順にずらしていきます。「３３９５」が当選順位８位（下表ウ）、「１３９５」が当選順位９位（下表エ）となります。一巡したら百の位の数を順番にずらして繰り返します。
④ 十の位と一の位の数も、③のとおり１番目から順番にずらして繰り返します。

3　当選順位に応じて当選者の決定

２により決定した当選順位から、募集住戸ごとに順番に当選者を決定します。

（サンプル）抽選器による番号決め

	万の位	千の位	百の位	十の位	一の位
１番目に出た数		3（ア→ウ）	8	9	5
２番目に出た数		1（イ→エ）	3	7	9
３番目に出た数		5	6	3	7
４番目に出た数		6	5	2	8
５番目に出た数		0	1	6	4
６番目に出た数		2	7	0	1
７番目に出た数		4	0	8	6
８番目に出た数		7	9	5	2
９番目に出た数			4	4	0
１０番目に出た数			2	1	3

当選順位の決定

当選順位	抽選番号
1	３８９５
2	１８９５
3	５８９５
4	６８９５
5	０８９５
6	２８９５
7	４８９５
8	３３９５※
9	１３９５
⋮	
78	７２９５
79	３８７５
80	１８７５
⋮	
85	４８７５
86	３３７５
87	１３７５
⋮	
7850	４２１３
7851	７２１３

※ 当選順位８位は「7895」ですが、付番した抽選番号の最大値が「7851」であり該当番号はないため、当選順位９位の「3395」の順位を繰り上げします。

■ 抽選結果について

抽選結果（当選番号表）は、川崎市住宅供給公社、区役所、支所、出張所、行政サービスコーナーに掲示するほか、川崎市住宅供給公社ホームページに掲載します。結果公表日は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

なお、抽選結果のお電話でのお問合せは、聞き間違い等が生じるおそれがあることから対応しておりません。

■ 補欠者の繰上げについて

当選者が失格または辞退した場合は、補欠者を補欠順位に従い、繰り上げ当選者とする場合があります。
繰り上げ当選者には別途通知します。

10 資格審査

当選者の方は、入居資格の審査（以下「資格審査」という。）を行います。

資格審査を行う日時、場所及び必要書類については、資格審査日の約２週間前までに申込書に記載の現住所（又は通知郵送先）に郵送により通知します。

資格審査日には、上記の通知書に記載された必要書類等を申込者本人又は同居予定のご家族の方が持参してください（指定した日時にご都合がつかない場合は、公社までご連絡をお願いします。）。

なお、資格審査の結果、入居資格がないと判明した場合や、公社が指定する資格審査の日時に無断で欠席された場合は、失格となります。

提出が必要となる主な書類等は、次のとおりです。

■ 提出・提示が必要な書類

1　住民票【提出】（原本）

入居する方全員の氏名・続柄が記載されているもので、発行日から３か月以内のもの

（注）　現在別居中で、当選後一緒に入居しようとする親族等（婚約者を含む。）がいる場合は、その親族等が属する世帯全員の住民票が別に必要となります。

2　市民税・県民税納税証明書又は非課税証明書【提出】（原本）

入居する方全員のもので、年金・給与等の支払金額、総所得金額、扶養親族、控除金額、納税額、未納額等が記載されたもの（令和７年１月１日時点に住民登録をしていた市区町村の担当課で証明を受けてください。）

なお、生活保護受給者の方や収入・所得がない方等は、非課税証明書となります。

3　収入を証明する書類【提出】

①　給与所得者の方　…　給与所得者の収入証明書・給与支払証明書等
（勤務開始から１年未満の場合は必要です。）

②　事業所得者の方　…　事業の収支明細書
（事業開始１年未満の方は事業開始翌月から現在までのもの）

③　年金所得者の方　…　最新の年金源泉徴収票又は年金振込通知書の写し

なお、令和６年１月２日以降に退職や廃業した方は、退職証明、廃業届等が必要となります。

4　現在住んでいる住宅についての証明書類

①　民間の賃貸住宅（アパート等）に住んでいる方（アとイ両方）【提示】（こちらで写しをとらせていただきます。）

ア　賃貸借契約書の原本（申込み時から現在までのもの）

イ　資格審査の直近３か月分の家賃支払を証明する通帳・領収書・帳面等の原本

②　公営住宅に住んでいる方【提出】

市営住宅入居者の方は「市営住宅使用許可書」の写し又は「居住証明書」、県営住宅入居者の方は「県営住宅入居者決定通知書」

③　親族等の持ち家に住んでいる方【提出】

建物の登記事項証明書（登記簿謄本）

※　申込状況に応じて上記記載している書類以外を提出していただく場合があります。

■ 入居する方の状況によって必要となる書類（詳しくは、当選者にご案内します。）

1　申込者に応じた「確認書類」

2　住宅に困っている理由

①　部屋が狭い・浴室がない。　…　間取りを証明する書類等

②　親族以外と同居し、台所やトイレを共同　…　間取りを証明する書類等・居住証明書

③　立退き要求あり　…　立退き証明書（契約期間満了は当条件には該当しません。）

④　住宅でない建物に居住　…　間取りを証明する書類等・建物登記事項証明書

⑤　川崎市内の通勤先への通勤に２時間以上かかる。　…　通勤経路を証する書類

⑥　別居中の親族がいるが同居できる住宅がない。　…　それを証する各種書類

⑦　持ち家売却予定　…　売買契約書・建物登記事項証明書等

11 使用手続

入居資格を有した方は、入居説明会後に入居に必要な手続（使用手続）を行います。

使用手続の際の注意事項は、次のとおりです。

1　室内の下見は、空家住戸に限り１回のみ可能です（同じ住宅で募集住戸が複数あった場合、号棟・階数等を選択することはできません。）。
2　緊急連絡人が１名必要となります（緊急連絡人になる方がいない場合はご相談ください。）。
3　使用手続完了後は、原則として 10 日以内に入居（引越し）してください。
4　使用手続完了後に、鍵を３本お渡しします。マスターキーやスペアキー等はありませんので、紛失しないよう十分ご注意ください（紛失した場合、鍵交換は自己負担となります。）。
5　入居後、「世帯全員の住民票」を提出してください。
6　使用手続までに必要な要件を欠いた場合は、失格となります。

また、使用手続の際には、次の書類等を提出してください。

1 請書（指定書式）

2 緊急連絡人届出書（指定書式）

緊急連絡人が１名必要になります。

※１　緊急連絡人とは使用者及び入居者（以下「使用者等」という。）と連絡がとれない場合等の緊急時に市が連絡をとることができる人をいいます。

※２　緊急連絡人は、市が使用者等と連絡がとれないときに、次の事項について協力するものとします。

①　使用者等の所在が確認できない場合に、使用者等の安否の確認に協力すること。
②　使用者が滞納した場合に、使用者に市に対して連絡と納付をするよう伝えること。
③　その他使用者による対応が必要となる場合に、使用者に対応するよう伝えること。

※３　緊急連絡人は、使用者と市営住宅に同居しない方で、緊急時に連絡がとれる方を指定してください。届出時に住民票等本人確認ができる書類を提出していただきます。

※４　緊急連絡人になる方がいない場合は、ご相談ください。

3 敷金の領収書

資格審査後に発行する敷金納入通知書で敷金（入居時の住宅使用料の３か月分）を金融機関で支払い、その領収書で支払を確認します。

4 口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書の依頼者控（指定書式）

毎月の住宅使用料（家賃）は、指定の金融機関の口座振替により支払をお願いします。

入居説明会の際に書類をお渡ししますので、必要事項を記載のうえ、金融機関へ提出をお願いします。金融機関を経由し川崎市が受理したのちに口座振替を開始します。

5 その他（必要に応じて、いくつかの書類が必要となる場合があります。）

収入が著しく低額である方、障害者等の世帯については、住宅使用料（家賃）の減免制度を利用できる場合がありますので、公社までご相談ください。

12 住宅の代表的な間取図

あくまで代表的な間取図となります（住宅によっては、部屋の広さが変わる場合があります。）。
詳しい間取りは、資格審査の結果、入居資格を有した方に入居説明会でお知らせします。

■ 世帯向け住宅

①

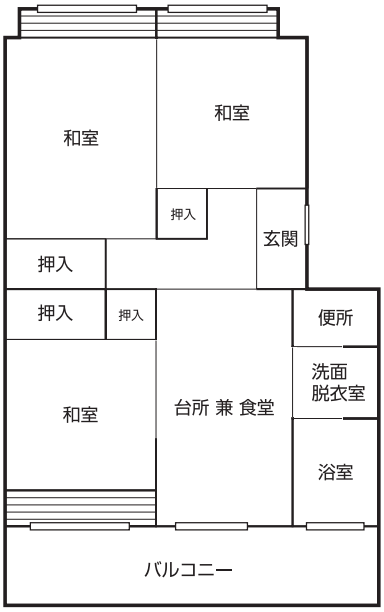

②

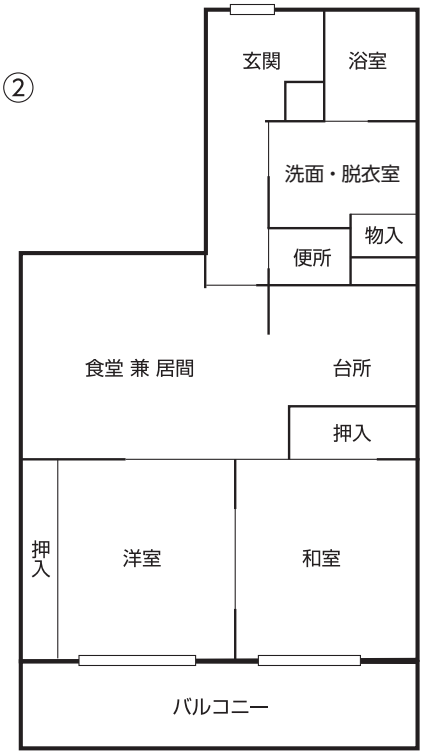

③

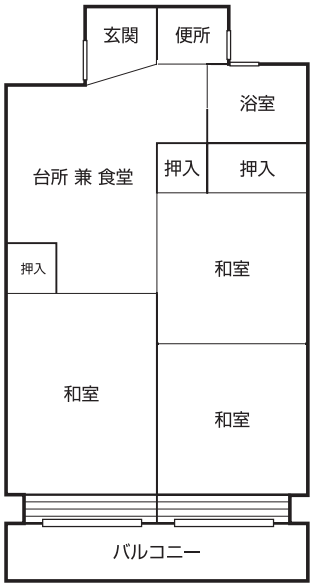

④

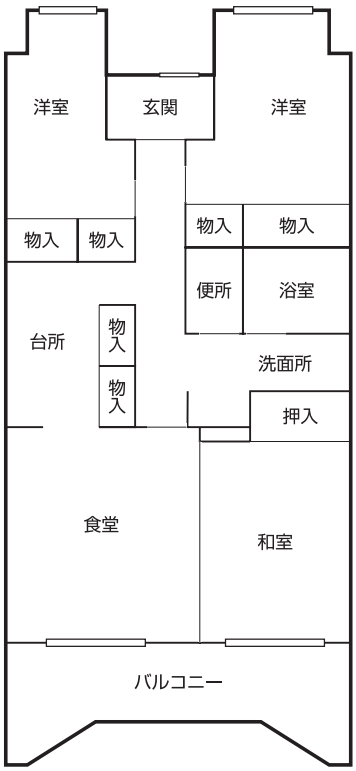

⑤

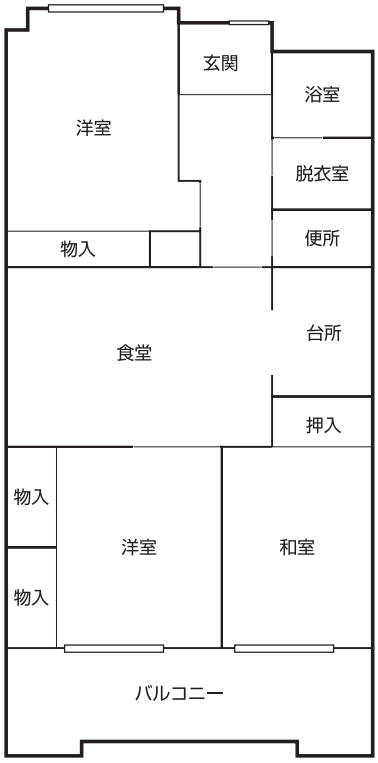

⑥

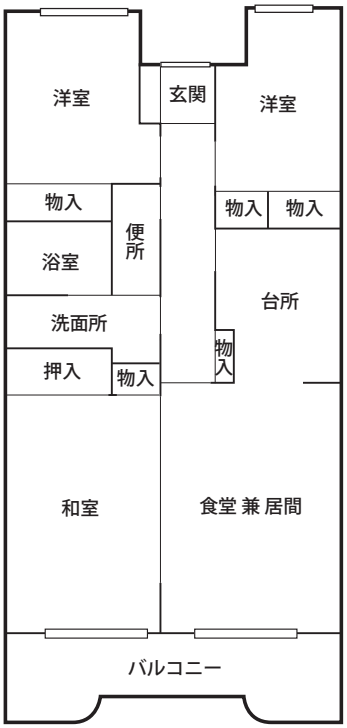

■ 単身者向け住宅

⑦

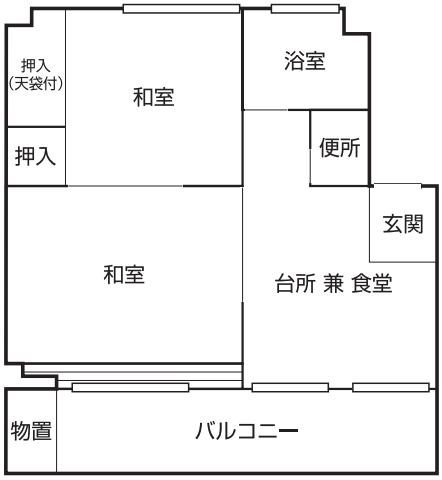

⑧

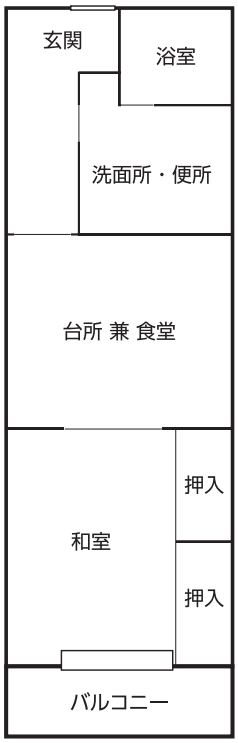

■ 多家族世帯向け住宅

⑨

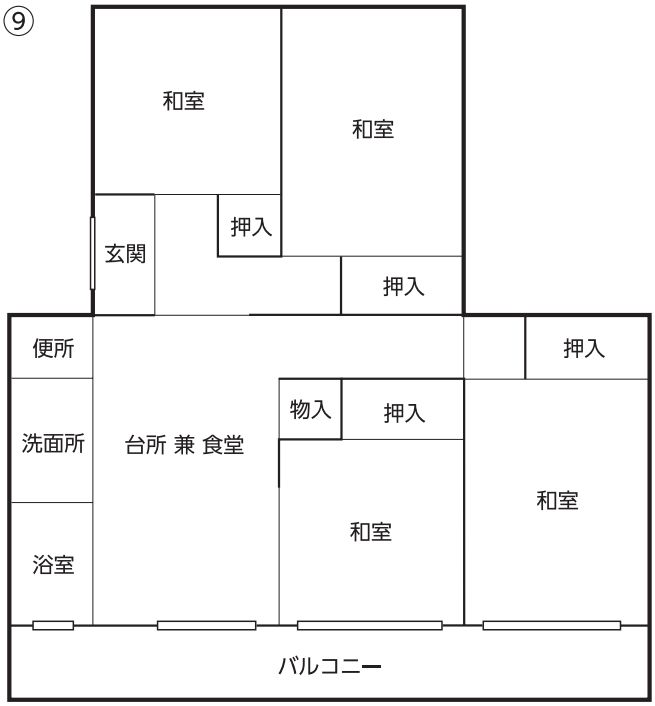

■ シルバーハウジング 単身者向け

⑩

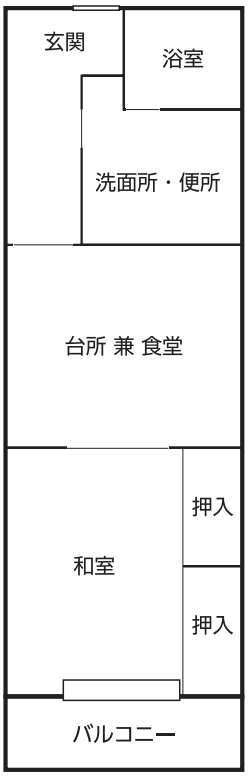

■ シルバーハウジング 世帯向け

⑪

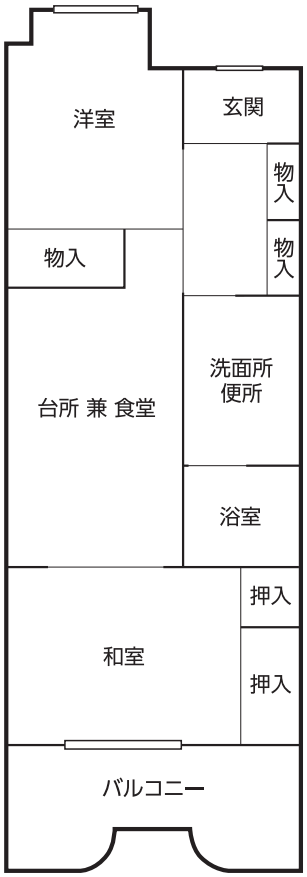

13 申込書記入方法

この記入例を参考にして、黒のペン又はボールペンでご記入ください。

※黒以外のボールペン、シャープペンシル、消せるボールペンは使用しないでください。
※誤って記入してしまった場合は、２本線で消して書き直してください（修正テープは使用しないでください。）。

申込者の住所・郵便番号を記入してください。
電話番号は、連絡がとれる番号を記入してください。

市営住宅使用申込書

110円切手を封筒に同封してください。

募集時期	申込日
令和　年度　第　回	令和　年　月　日

公社記入欄（整理番号）
※

（宛先）川崎市長、川崎市住宅供給公社　理事長
私は、この申込書裏面「個人情報の利用について」に同意のうえ、次のとおり市営住宅に使用（入居）の申込みをします。
この申込書（裏面を含みます。）の記載内容に不備がある又は事実と相違する場合や、当選後、必要な書類を提出し、資格がないと判断された場合、失格とされても異議を申し立てません。
また、川崎市営住宅条例に基づき暴力団員であるかどうか確認するため、川崎市が神奈川県警察本部へ照会すること及び課税台帳・住民基本台帳等により課税所得状況・氏名等の閲覧及び記録をすることに同意します。

申込住宅	申込コード	住宅名
	A - 6221	中野島多摩川

今まで川崎市営住宅に申込みをしたことがありますか
（はい）・ いいえ

優遇倍率※
一般世帯向住宅を申込みの方のみ

（5回以上落選）（令和5年度から令和6年度 全8回のうち落選年月を5回分記載してください）

R5年9月	R5年12月	R6年6月	R6年9月	R6年12月

母子・父子　被爆者　公　害　引揚者　ハンセン病

※ 募集のしおり【案内編】17から18ページを参照し、優遇資格のある方のみ該当する項目に○印をつけてください（当選した場合、優遇を証明する書類を提出できない場合は、失格となります。）。

現住所 連絡先	郵便番号	（フリガナ）	カワサキ	カワサキ	イサゴ
	210-0006	川崎 市	川崎 区	砂子 1-9-50	みどり荘 101 号室
電話番号（日中に連絡できる番号を①に記入）	①（固定）（携帯） 090（ 0000 ）0000		②（固定）（携帯） 044（ 244 ）0000		

入居予定者の情報

申込書は、提出後に変更できませんのでご注意ください（名前を記載された方が入居できない場合、失格となる場合があります。）。

	フリガナ 氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	同居	別居	収入の種類等	勤務先 採用年月日		年間（推定）総収入金額（円）	年間所得（円）	障害を有する場合 交付されている障害の種類・等級
申込者	カワサキ　シロウ 川崎　四郎	（男）女	本人	大・（昭）・平・令 50年 4月 5日	50			（給与）年 事 無 学 生活保護 金 業 職 生	昭・（平）・令 10年 4月 1日	給与	2,345,600	1,560,800	身体 級
										年金			精神 級
										事業			知的 判定
同	カワサキ　ハナコ 川崎　花子	（男）女	妻	大・（昭）・平・令 51年 4月18日	49	（同居）	（別居）	（給与）年 事 無 学 生活保護 金 業 職 生	昭・（平）・令 21年 7月 8日	給与	960,000	410,000	身体 級
										年金			精神 級
										事業			知的 判定

募集のしおり【案内編】17から18ページを参照し、優遇倍率を利用する場合は、該当する項目を○で囲んでください（5回以上落選を○で囲んだ場合は、落選年月を5回分記載してください。）。

いずれかの欄を○で囲んでください。

申込み時点の収入の種類を○で囲んでください。
収入が無ければ、無職を○で囲んでください。
生活保護を受けていて年金や給与収入のある方は、そのすべてを○で囲んでください。

現在の勤務先で採用された年月日を記入してください（再雇用となった場合や勤務形態変更になった場合は、その日を記入してください。）。

申込時に収入のある方は税込年間収入を記入してください。
生活保護費・遺族・障害年金は、記入しないでください。
生活保護費以外に年金（遺族・障害年金は除く）や給与収入等がある方は、金額を記入して下さい。

同居する親族											
カワサキ　タロウ 川崎　太郎	男	子	大・昭・(平)・令 16年 5月 2日	21	同居	別居	給与 事業	年 無 学 職 生	生活保護	昭・平・令 年 月 日	給与 年金 事業	身体 3 級 精神 級 知的 判定
カワサキ　ミドリ 川崎　緑	女	子	大・昭・(平)・令 22年 5月10日	15	同居	別居	給与 事業	年 無 学 職 生	生活保護	昭・平・令 年 月 日	給与 年金 事業	身体 級 精神 級 知的 判定
	男		大・昭・平・令 年 月 日		同居	別居	給与 事業	年 無 学 職 生	生活保護	昭・平・令 年 月 日	給与 年金 事業	身体 級 精神 級 知的 判定
	女											

(注) 同居する親族の記入欄が不足する場合や遠隔地扶養者がいる場合は、裏面に記入してください。

年間所得の合計(A)	1,970,800円

所得から控除する金額　詳細は、募集のしおり【案内編】14ページを参照してください。

1人当たり	1 親族	2 遠隔地扶養親族	3 特定扶養親族	4 老人配偶者 老人扶養親族	5 寡婦	6 ひとり親	7 特別障害者	8 障害者	9 基礎控除
	380,000円	380,000円	250,000円	100,000円	※ 270,000円	※ 350,000円	400,000円	270,000円	※ 100,000円
人数	3人	人	1人	人	人	人	人	1人	2人
金額(円)	1,14 0,000	0,000	25 0,000	0,000			0,000	27 0,000	200,000

※ 年間所得が控除額未満の場合は、年間所得が控除額となります

控除額の合計(B)	1,860,000円

月収額の算定

(年間所得の合計(A) − 控除額の合計(B)) ÷12= 月収額 9,233 円

【月収額の計算の結果について】
1 小数点以下は、切り捨ててください。マイナスの場合は、0と記入してください。
2 月収額が、次の金額を超える場合は、申込みできません。
普通世帯の場合158,000円 ・ 特認世帯の場合214,000円
(詳しくは、募集のしおり【案内編】7ページを参照してください。)

申込者(本人)の勤務先	(フリガナ)	マルマルショウジ　カブシキガイシャ	所在地	川崎区宮本町0番地
	名称	○○商事 株式会社　営業3課	電話番号	044 (　244　) 0000

入居予定者のうち令和6年1月2日以降に退職又は事業を廃業した方	氏名	川崎　太郎	氏名		氏名	
	年月日	令和 6年 1月10日 (退職)・廃業	年月日	令和 年 月 日 退職・廃業	年月日	令和 年 月 日 退職・廃業

申込者情報
該当数字に○をしてください(複数選択可)

申込者の現在の住宅
1 親族宅(持家) 2 親族宅(賃貸) 3 知人宅間借り (4) 賃貸(ｱﾊﾟｰﾄ・ﾏﾝｼｮﾝ・借家) 5 社宅(会社寮)
6 公社賃貸住宅 7 UR(公団)賃貸住宅 8 市営住宅 9 県営住宅 10 その他(　　)

住宅に困っている理由
1 部屋が狭い「4畳以下」(一人当たり＿＿畳) (2) 家賃が高い(月額 60,000 円) 3 親族以外と同居し、トイレや炊事場が共同
4 立退き要求あり(当選後に証明提出) 5 住宅でない建物に居住 6 川崎市内の勤務先への通勤に2時間以上かかる
7 婚約中だが、同居できる住宅がない(使用手続までに婚姻届を提出できる) 8 別居中の親族がいるが、同居できる住宅がない 9 自宅に風呂(浴室)がない
10 その他(　　)

特別な事情により本申込に関する書面(不備通知書、抽選番号通知書等)の郵送先を、上記「現住所」欄の住所地以外に郵送を希望する場合、記入してください。

通知先等変更理由	通知郵送先の住所	不備コード	特認	確認

申込書の記入例は、募集のしおり【案内編】25から27ページを参照してください(不明点がある場合は、電話044-244-7578へお問い合せください)。

所得のない方や、所得を計算した結果、0円になった方は、必ず「0」を記入してください。

障害者手帳の交付を受けている方や同程度の障害年金を受給されている方は、記入してください。

申込者本人を含め、入居する親族を全員、記入してください。婚約中の場合の続柄の欄は、「婚約者」と記入してください。また、パートナーシップ宣誓(予定を含む)の方は同居する親族の続柄に「パートナー」と記入してください。

市営住宅には入居せず、現在も同居していない方で、会社等に遠隔地扶養と届けている方の人数を記入してください(申込書の裏面にも記入してください。)。

申込者に勤務先がある場合は、必ず名称・所在地・電話番号を記入してください。

4畳以下にならなければ該当しません。
例　3DK(6畳・6畳・8畳)に5人で居住
20畳÷5人=4畳(6畳+6畳+8畳)

住宅に困っている理由が1～9に該当しない場合は記入してください。
「生活に困っている」理由ではありません。

申込書 裏面

「個人情報の利用について」の記載内容に同意のうえ、お申込みください。

今後の募集業務の参考にするため、アンケートにご協力ください。

個人情報の利用について

当公社は、次の定めに従い本申込書に記載の個人情報を取り扱います。

1　利用目的
　個人情報の利用目的は、次のとおりとなります。
(1) 利用する個人情報　本申込書に記載の住所、氏名、性別、生年月日、収入、障害の有無、勤務先の情報等
(2) 利用目的　川崎市営住宅使用資格確認のため

2　個人情報の取扱い
　当公社は、個人情報を「1利用目的」の範囲内で正確・最新の内容に保つように努め、不正なアクセス、改ざん、漏えい等から守るため、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

3　個人情報の第三者への提供
(1) 取得方法　本申込書による。
(2) 提供する目的及び個人情報の項目　1のとおり
(3) 提供の手段又は方法　文書又は電子データ
(4) 提供先（組織等）　川崎市（まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課）
(5) 提供に関する契約の有無　有
　なお、当公社は、次のいずれかに該当する場合を除き、上記 (1)～(5) で示した以外の第三者への提供はいたしません。
- 本人が事前に承諾された場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4　個人情報を与えることの任意性等
　第1項で示した個人情報の提出や第3項で示した個人情報の第三者への提供は、いずれも拒否することができますが、その場合は第1項の利用目的を遂行できない場合があります。

5　個人情報の開示、訂正、削除等
(1) 当公社の保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除及び利用・提供の拒否権を請求することができます。
(2) 保有個人データに対する開示等の申出は、個人情報相談窓口にご連絡ください。
　個人情報相談窓口　電話番号 044−244−7575（代）

川崎市住宅供給公社
個人情報保護管理者　専務理事

今後の募集業務の参考にするため、アンケートにご協力ください。

1　お申込みの際、最も優先する項目は何ですか。(一つ選んでください)
　現住所の近く ・ 学校の近く ・ 病院の近く ・ 築年数 ・ 階数
　エレベーターの有無 ・ 部屋の広さ ・ 交通の便 ・ 近隣店舗の有無

2　「入居者募集のしおり」について、わかりにくい部分はありましたか。
　はい ・ いいえ

3　2の質問で「はい」を選んだ方へ
　わかりにくい部分は、どこでしたか。
　申込資格 ・ 収入計算 ・ 申込区分 ・ 最寄の交通機関
　申込書の記入方法 ・ その他（　　）

4　パソコンや携帯端末で、インターネットを利用していますか。
　はい ・ いいえ

5　住宅供給公社のホームページ（主に市営住宅関連）を閲覧したことはありますか。
　はい ・ いいえ

公社記入欄（申込者の方は記入しないでください。）

同居する親族・遠隔地扶養者

同居 遠隔	フリガナ 氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	障害を有する場合交付されている障害の種類・等級
同居 遠隔		男 女		大・昭・平・令 年 月 日		身体 級 / 精神 級 / 知的 判定
同居 遠隔		男 女		大・昭・平・令 年 月 日		身体 級 / 精神 級 / 知的 判定
同居 遠隔		男 女		大・昭・平・令 年 月 日		身体 級 / 精神 級 / 知的 判定
同居 遠隔		男 女		大・昭・平・令 年 月 日		身体 級 / 精神 級 / 知的 判定
同居 遠隔		男 女		大・昭・平・令 年 月 日		身体 級 / 精神 級 / 知的 判定

※同居する親族で収入がある場合はこちらに記入して下さい。

家族が多く表面に書ききらない場合や遠隔地扶養者がいる場合は、この欄に記載してください。

公社確認欄

／	／	／	／	／	／
資格審査					使用手続

14 定期募集以外の申込み

■ 常時募集

常時募集とは、定期募集において「応募がない等の理由による空家住戸」を、募集の期間を定めずに部屋を指定して申込順（先着順）で入居者を募集するものです。

（注）入居者が決定（申込時を含む。）した住戸は、順次、申込受付を終了します。

1　申込資格・条件

募集する各区分に応じた申込資格を有する方が、申し込みすることができます。

なお、資格審査から使用手続等を含め、概ね２か月以内に入居（引越し）することが申込条件となります。

2　「常時募集のしおり」（毎週水曜日更新）配布場所

川崎市住宅供給公社　市営住宅管理課・溝ノ口事務所（公社ホームページにも掲載）
川崎市まちづくり局　住宅政策部　市営住宅管理課

3　申込方法（水曜日が祝休日の場合は翌営業日更新となります。）

川崎市住宅供給公社の市営住宅管理課窓口で、所定の申込書に必要事項を記入してください（申込順のため、川崎市住宅供給公社の市営住宅管理課窓口以外での申込みは、受け付けておりません。）。

■ 車いす使用者向け

車いすを使用する方向けの住戸は、随時、登録制による受付を行っています。

ただし、登録されている方が多いことや空家が発生しにくいことから、入居までには数年ほどお待ちいただいております。

1　登録（申込）条件

次の①～③のすべての条件を満たす方

① この冊子の６ページの申込資格を有すること。
② 身体障害者手帳１～３級の交付を受けていること。
③ 常時、車いすを使用していること。

2　登録（申込）方法

指定の書類に必要事項を記入していただきます。

3　登録後の注意事項

① 一度、登録した後も、年度ごとに登録を更新していただく必要があります。
② 空家が生じた場合は、登録順に個別に電話又は文書によりご案内します。

申込方法等の問合せ先

川崎市住宅供給公社　市営住宅管理課
募集専用電話番号　０４４(２４４)７５７８
ホームページ　https://www.kawasaki-jk.or.jp

15 住宅使用料（家賃）のしくみ

1 住宅使用料（家賃）のしくみ

市営住宅の使用料（家賃）は、次のように国と市が補助を行っています。

入居者の支払う使用料 ＝ **近傍同種の住宅の家賃**（市営住宅の建設費の償還や維持管理に必要な使用料） － **国と市が補助する額**（収入申告の必要あり）

また、住宅使用料（家賃）は、次のように決定されます。
使用料は年度ごとに決定するため、入居後は、毎年、収入を申告していただきます。
なお、入居当初の使用料は、申込み時の月収額をもとに決定します。

入居者の支払う使用料 ＝ **基礎使用料**（国が決定する基礎的な使用料） × **応益係数**（住宅から受ける便益を考慮した係数）

区分	月収額の範囲	基礎使用料
1	0円 ～ 104,000円	34,400円
2	104,001円 ～ 123,000円	39,700円
3	123,001円 ～ 139,000円	45,400円
4	139,001円 ～ 158,000円	51,200円
5	158,001円 ～ 186,000円	58,500円
6	186,001円 ～ 214,000円	67,500円
7	214,001円 ～ 259,000円	79,000円
8	259,001円 ～	91,100円

応益係数とは

① 国が定めた市の立地係数
1.1
② 住宅の広さ
住戸専用面積÷65㎡
③ 築年数
（1 －築年数× 0.001）
④ 駅から直線距離・浴室の有無等
1.03 ～ 0.7 で設定

この４つの係数を掛け合わせて算出します。

月収額の区分と基礎使用料・応益係数については、物価や所得水準の変動等に応じて定期的に改正する予定になっています。

（使用料の算定例　月収額 110,000 円の世帯で、入居する住宅の応益係数が 0.5 の場合
基礎使用料 39,700 円×応益係数 0.5 ＝ 19,800 円（百円未満切捨て））

2 収入申告

住宅使用料（家賃）は、毎年の収入に応じて決定するため、市営住宅入居者は収入についての申告を毎年７月頃にしていただくことになります。申告を行わないと、国や市から補助が受けられなくなり、**「近傍同種の住宅の家賃」となりますので、必ず申告をしてください。**

3 入居収入基準を超えた使用者の使用料（収入超過者・高額所得者の使用料）

市営住宅に３年以上居住し、世帯の認定収入が**入居収入基準を超えた方は、収入超過者として認定**され、収入に応じた**加算額が加えられます**（最終的に**「近傍同種の住宅の家賃」**となります。）。

また、市営住宅に5年以上居住し、最近2年間連続して世帯の認定収入が**高額所得者収入基準（313,000 円）を超えた方は、高額所得者として認定**されます（準公営住宅等を除く。）。高額所得者に認定されると、**住宅使用料の補助が打ち切られるため、「近傍同種の住宅の家賃」**となります。

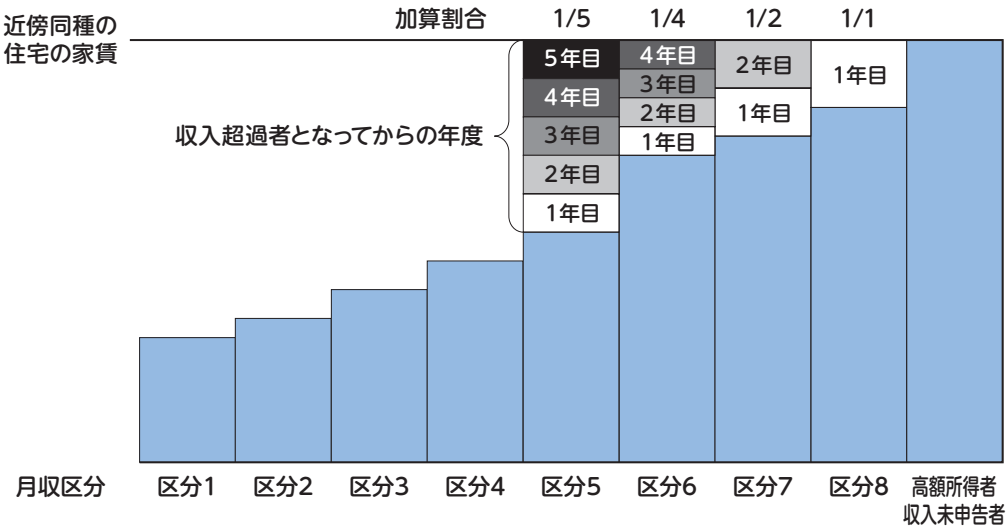

収入の基準（収入超過者基準）は、

- **普通世帯 158,001 円以上**
- **特認世帯 214,001 円以上**

になります。（特認世帯については、７ページをご覧ください。）

4 収入超過者（高額所得者）の義務

収入超過者には、市営住宅の明渡しの努力義務が課せられます。

高額所得者の認定を受けた場合は、明渡期限までに市営住宅を明渡す義務が課せられます。明渡期限を過ぎてもなお明け渡さない場合は、市営住宅の使用許可は取り消され、明渡訴訟の対象となり、**さらに損害賠償金として、毎月、「近傍同種の住宅の家賃」の２倍の金額を請求されることとなります**（準公営住宅等を除く。）。

5 住宅使用料の減免制度

市営住宅の使用料は、収入に基づき決定されますが、次のような場合には使用料の減免制度が利用できることがありますのでご相談ください。

① 収入（非課税所得も含む。）が著しく低額であり、使用料の支払いが困難な場合

② 入居者又は生計を共にする方に、現に手帳や証明書の交付を受けている身体障害者、戦傷病者、知的障害者、原子爆弾被爆者、精神障害者又は公害病被認定者がいる場合（認定されている等級により適用されない場合もあります。）

16 川崎市特定公共賃貸住宅

世帯の所得月額（月収額）が市営住宅の申込基準額（158,000 円以下）を超えた方は、市営住宅以外の公的賃貸住宅として「川崎市特定公共賃貸住宅」があります。

川崎市特定公共賃貸住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により中堅所得者等を対象として川崎市が管理する住宅です。

住宅に申し込むには、次の申込資格のすべてに該当していることが必要です。

1 申込資格

(1) 申込者が成人であること。

(2) 自ら居住するための住宅を必要とする方で、同居しようとする親族があること（内縁関係にある方、婚約者及び川崎市パートナーシップ宣誓者を含む。）。

ア　内縁関係にある方は、住民票に「妻（未届）」又は「夫（未届）」とある方で戸籍上の配偶者がいないこと。

イ　婚約者については、入居手続時までに婚姻を証する戸籍謄本等が提出できること。

ウ　夫婦を別世帯としたり、扶養関係のある親子を別々とするなど家族を不自然に分割又は合併して申し込むことはできません。

(3) 川崎市内に居住している（住民登録をしていること。）又は川崎市内に勤務先のある方

(4) 世帯の所得月額（月収額）が、次の収入基準の範囲内であること（7～14 ページ参照）。

収入基準　１５８,０００円～４８７,０００円

※　同居又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む。）の所得は、合算します。

※　申込み時に収入があるときは、申込み後に退職等が予定されている場合でもその収入は、合算されます。

※　18 歳未満のお子様がいれば、所得月額 158,000 円以上の基準は、お子様 1 人あたり10,000 円の引き下げができます。

例　18 歳未満人数が　1 人 ⇒ 所得月額 148,000 円以上で申込み可能
2 人 ⇒ 所得月額 138,000 円以上で申込み可能

(5) 申込者又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと。

※暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。

(6) 住民税・家賃の滞納がないこと。

(7) 住宅内で他の居住者と円満な共同生活ができること。

(8) 自家所有者（同居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む。）は、申し込むことはできません。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

ア　著しく老朽化している住宅で、特定公共賃貸住宅入居後 1 か月以内に取り壊しができ、その後 1 か月以内に取り壊しを証明できる登記簿謄本を提出できる方（入居手続時に取り壊しの契約書等の書類が必要です。）

イ　差押又は正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる方（入居手続時に所有権移転登記後の登記簿謄本等が必要です。）

(9) 緊急連絡人を立てられる方（緊急連絡人については、21 ページをご確認ください。）

2 敷金・共益費について

敷金は、月額使用料の 3 か月分です。敷金には補助は無く、利子も付きません。退去時に返還しますが、退去時に未納の使用料等があるときは、敷金から控除します。

共益費は、建物の共用部分の電球代、上下水道料及びエレベーターの電気料等に要する費用に使用します。共益費は、自治会等の代表者に直接、お支払いください。

3 物件一覧

住宅名	所在地・交通	管理戸数	間取り・専有面積	月額使用料	敷金	共益費	管理開始年月日
千年新町3号棟	高津区千年新町 45 番地 JR 南武線「武蔵新城」駅下車徒歩 10 分	39	3LDK 71.19㎡	105,000 円	315,000 円	自治会に別途支払ってください	H14.4.1
宿河原東2号棟	多摩区宿河原 7-13-2 JR 南武線「宿河原」駅下車徒歩 10 分	9	3DK 63.20㎡	107,100 円	321,300 円		H16.4.1
中野島多摩川2号棟	多摩区中野島 5-2-2 JR 南武線「中野島」駅下車徒歩 15 分	75	3LDK 71.60㎡	88,400 円	265,200 円		H6.4.1
中野島多摩川3号棟	多摩区中野島 5-2-3 JR 南武線「中野島」駅下車徒歩 15 分	42	3LDK 71.60㎡	88,400 円	265,200 円		H7.4.1

（注）月額使用料は、改定する場合があります。
※　空きがない場合があります。空き状況はお問合せください。

川崎市特定公共賃貸住宅の募集に関する問合せ先
川崎市住宅供給公社　事業部管理営業課
TEL 044（230）1759（先着順にて受付）
受付時間　8：30 ～ 11：30　13：00 ～ 17：00
定休日　祝日、年末年始、その他の臨時休業については、ホームページでお知らせいたします。

17 川崎市営住宅地図

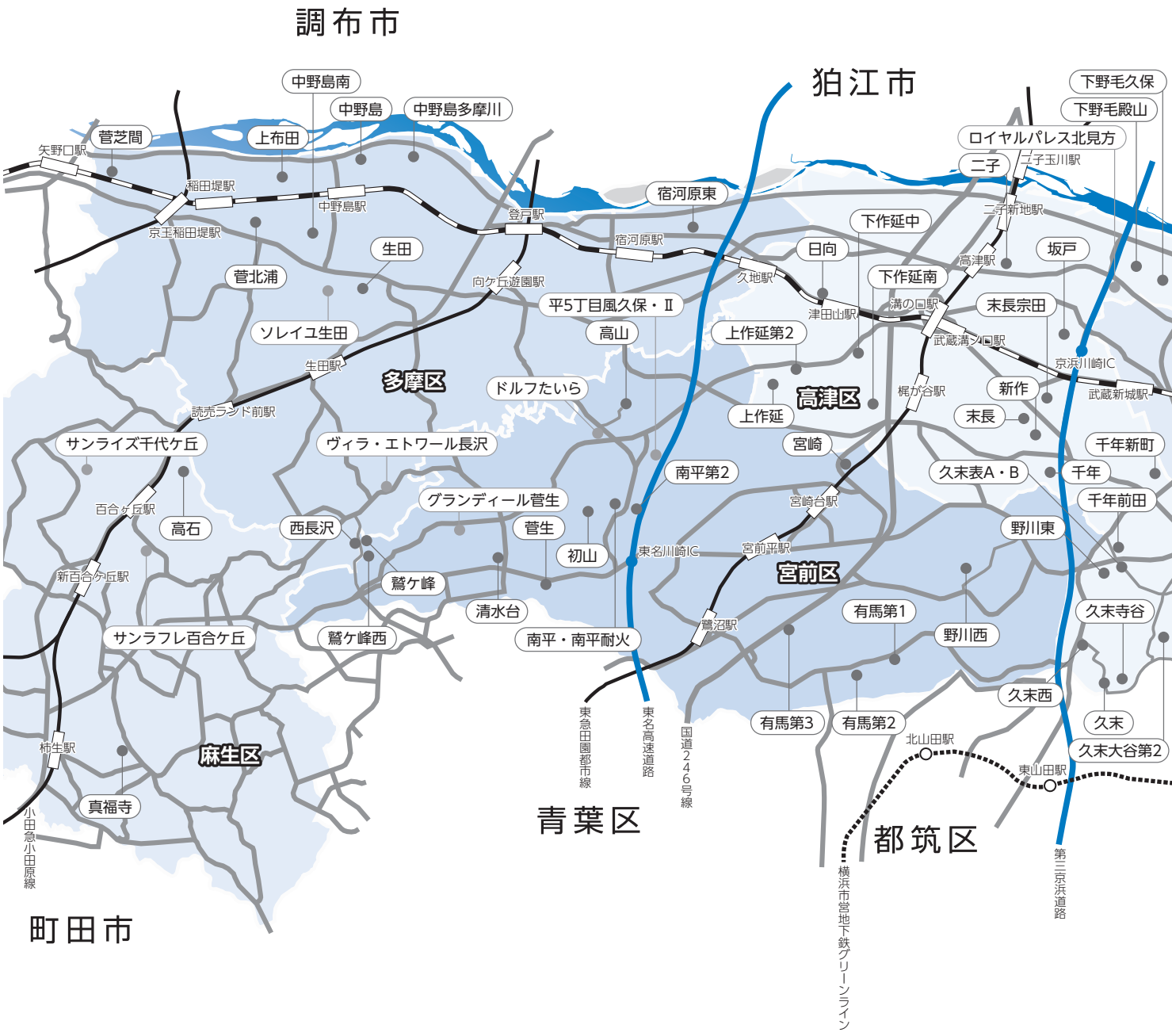
調布市
狛江市
町田市
青葉区
都筑区
多摩区
高津区
宮前区
麻生区
中野島南
中野島
中野島多摩川
菅芝間
上布田
矢野口駅
稲田堤駅
京王稲田堤駅
中野島駅
登戸駅
宿河原東
宿河原駅
生田
菅北浦
向ケ丘遊園駅
久地駅
日向
下作延中
下作延南
津田山駅
高津駅
二子
二子玉川駅
二子新地駅
ロイヤルパレス北見方
下野毛久保
下野毛殿山
坂戸
溝の口駅
末長宗田
武蔵溝ノ口駅
京浜川崎IC
武蔵新城駅
梶が谷駅
新作
末長
千年新町
千年
千年前田
野川東
久末寺谷
久末西
久末
久末大谷第2
北山田駅
東山田駅
第三京浜道路
平5丁目風久保・Ⅱ
高山
上作延第2
ソレイユ生田
生田駅
ドルフたいら
読売ランド前駅
上作延
宮崎
南平第2
久末表A・B
サンライズ千代ケ丘
ヴィラ・エトワール長沢
百合ケ丘駅
高石
西長沢
グランディール菅生
菅生
初山
宮崎台駅
東名川崎IC
宮前平駅
新百合ケ丘駅
鷲ケ峰
清水台
鷺沼駅
有馬第1
野川西
サンラフレ百合ケ丘
鷺ケ峰西
南平・南平耐火
有馬第3
有馬第2
柿生駅
真福寺
小田急小田原線
東急田園都市線
東名高速道路
国道246号線
横浜市営地下鉄グリーンライン

世田谷区
東京都
ガーデン桜
宮内
フォレスト宮内
上小田中耐火
府中街道
新丸子駅
武蔵中原駅
武蔵小杉駅
向河原駅
ファーレ宮城野
中丸子
下平間
上平間五瀬淵
大田区
上小田中
中原区
古市場
小向
久末谷中
元住吉駅
苅宿
平間駅
クイント田中
首都高横羽線
大師橋駅
小島新田駅
東門前駅
北加瀬原町
ライネス堀之内
木月耐火
新川崎駅
鹿島田駅
幸区
南加瀬第1
塚越
本町
川崎大師駅
ライフステージ中瀬
スターブル藤崎
藤心館
日吉駅
JR東海道新幹線
小倉北
JR湘南新宿ライン
港町駅
藤崎
観音
蟹ケ谷槍ケ崎
小倉中
河原町
明石穂
矢向駅
大宮町
京急川崎駅
大島
日吉本町駅
JR川崎駅
桜本
南加瀬越路
南加瀬越路第2
小倉東
尻手駅
藤崎東
高田駅
JR横須賀線
JR湘南新宿ライン
グレージュ宮前
南加瀬第2・第3
東急東横線
田島
川崎区
南加瀬辻
八丁畷駅
小倉第2
小倉第3
川崎新町駅
小倉西
小倉第4
日進町
小田栄駅
浜川崎駅
昭和駅
小倉第1・第1B
JR東海道線
国道1号線
小田
扇町駅
小倉南
京浜東北根岸線
京急本線
国道15号線
武蔵白石駅
港北区
鶴見区
浅田第2
浅田
京町耐火A・B・C
横浜市
グローリーアーク
N
E
W
S

案　内　図

川崎市住宅供給公社　市営住宅管理課

（定期募集期間中は、土・日・祝休日も申込書の受付を行います。）

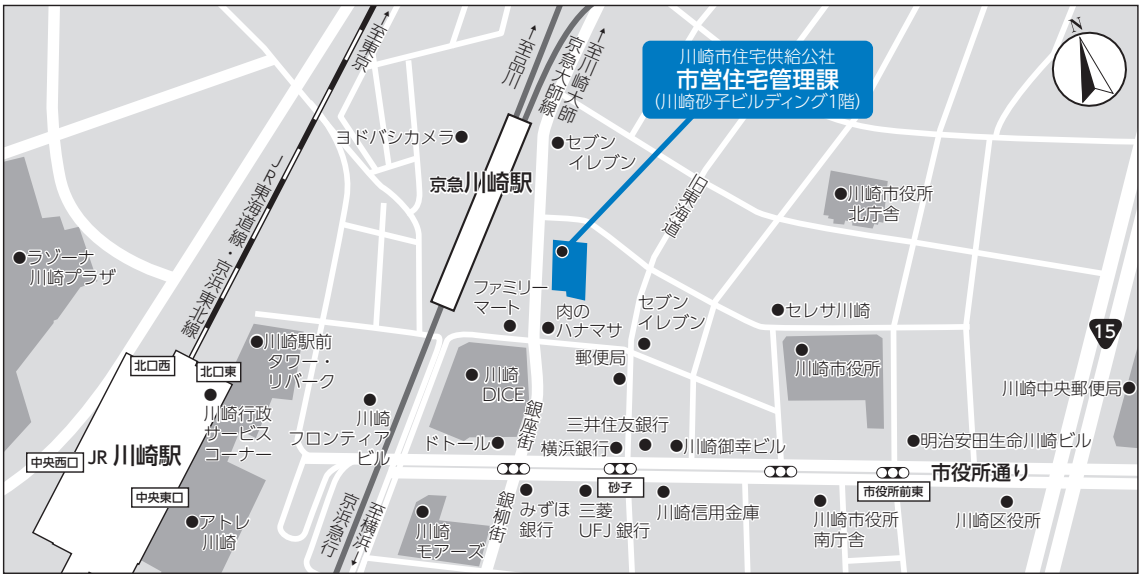

川崎市住宅供給公社　溝ノ口事務所

（受付は、平日のみとなります。）

市営住宅募集についての問合せ先

川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課

☎044(244)7578

受付時間　8時30分～17時15分

※電話相談は、土・日・祝休日は受け付けておりません。

※駐車場はありませんのでご来社の際は、公共交通機関をご利用ください。

編集・発行：川崎市住宅供給公社